**新宿区公契約条例に関するアンケート（労働者向け）**

|  |
| --- |
| ※本アンケートの回答により、個人が特定されたり、回答者の方が不利益を受けることは一切ございませんので、安心してご意見をいただけると幸いです。 |

該当するものを選択し、✔をつけてください。（□をクリックすると☑になります。）

問１　あなたが働いている業種を教えてください。

|  |
| --- |
| [ ] １．工事　　　　　　　　[ ] ２．業務委託、設計等　　　　　　[ ] ３．指定管理協定 |

問２　公契約条例の適用案件(以下「適用案件」といいます。)では、区が定めた労働報酬下限額(別紙１のとおり)以上の報酬が保証されています。このことをご存知ですか。

|  |
| --- |
| [ ] １．知っている　⇒問３へ[ ] ２．知らなかった　⇒問４へ |

問３　問２で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。（複数回答可）

|  |
| --- |
| [ ] １．職場（作業場）の掲示物（ポスターなど）で知った。[ ] ２．職場（作業場）で配布された書類（チラシなど）で知った。[ ] ３．勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った。[ ] ４．新宿区のホームページやリーフレット等で知った。[ ] ５．その他（その他の場合は、以下に内容を具体的に記載してください。） |
| 内容記入欄 |  |

問４　あなたは区が定めた労働報酬下限額(別紙１のとおり)以上の報酬を受け取っていますか。

|  |
| --- |
| [ ] １．受け取っている。[ ] ２．受け取っていない。[ ] ３．分からない（分からない場合は、以下に内容を具体的に記載してください。）。 |
| 理由記入欄 |  |

問５　現在の労働報酬下限額の基準は、別紙２の金額を参考に算出し、新宿区労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで、区長が定め、告示しています。このような決定方法は適切だと思いますか。適切でないと思われる場合は、その理由をご記入ください。

|  |
| --- |
| [ ] １．適切だと思う。[ ] ２．適切だと思わない。 |
| 理由記入欄 |  |

問６　適用案件の労働者は、受け取った賃金が労働報酬下限額を下回っている場合など、公契約条例に違反する事例があれば「新宿区」「あなたを雇用している会社」「元請の会社」のいずれにもその旨を申し出ることができます。このことをご存知ですか。

|  |
| --- |
| [ ] １．知っている。　⇒　問７へ[ ] ２．知らなかった。⇒　問８へ |

問７　問６で「知っている」と答えた方へ⇒どのように知りましたか。（複数回答可）

|  |
| --- |
| [ ] １．職場（作業場）の掲示物（ポスターなど）で知った。[ ] ２．職場（作業場）で配布された書類（チラシなど）で知った。[ ] ３．勤務先からの説明（会議や朝礼の場など）で知った。[ ] ４．新宿区のホームページやリーフレット等で知った。[ ] ５．その他（その他の場合は、以下に内容を具体的に記載してください。） |
| 内容記入欄 |  |

問８　適用案件となることで、労働報酬下限額以上の報酬が保証されますが、このことは労働意欲の向上につながると思いますか。また、その理由をご記入ください。

|  |
| --- |
| [ ] １．そう思う。[ ] ２．そう思わない。[ ] ３．どちらともいえない。 |
| 理由記入欄 |  |

問９　公契約条例についての考えやご意見やご要望等をご自由にご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 記入欄 |  |

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

本アンケートの結果につきましては、区の業務を支える労働者の皆様の貴重なご意見と

してお預かりし、今後の公契約に係る制度の改善に向けて活用させていただきます。